

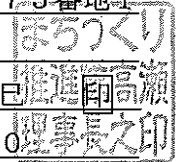


様式第16号 (第12条関係)

平成25年4月22日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2373番地1
団体の名称 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高木 知
電話番号 0875-73-3410



地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年2月28日付け三政地第56号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 752,731円

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

平成24年度 事業報告書
(平成25年2月4日 ～ 平成25年3月31日)

団体の名称 まちづくり推進隊高瀬

1 事業の成果

高瀬町のいろいろな課題を解決していくために、市役所からの支援をいただきながら、まちづくり推進隊高瀬を立ち上げることができた。

また、平成25年度に向けての具体的な取り組みについて、活動内容や活動方法についても多くの示唆をいただいた。

2 個別事業計画書

事業名	地域の各種団体・自治会へのアンケート調査			
事業内容	各種団体・自治会に、年間スケジュール、地域の課題、実施したい活動等の調査を行い、平成25年度の自主事業の実施に向けたアイデアを育み、地域活性化につながる事業計画に反映する。			
実施日時	平成25年3月6日（水）～平成25年3月26日（火）			
実施場所	まちづくり推進隊高瀬事務所			
受益者	各種団体(56団体) 自治会(142団体)	従事人数	役員及び事務員約10人	
決算額	収入額	42,151円	支出額	42,151円
	内訳 交付金	42,151円	内訳 通信運搬費	35,820円
			消耗品費	6,331円

事業名	本庁担当課からの移譲業務の引き継ぎ			
事業内容	自治会連合会事務、地区衛生組織連合会事務、防犯灯管理事務、交通安全関連事務などの引き継ぎを行い、平成25年度からの本格実施に向けて体制を整えた。			
実施日時	平成25年3月1日（金）～平成25年3月29日（金）			
実施場所	まちづくり推進隊高瀬事務所			
受益者		従事人数	役員及び事務員約10人	
決算額	収入額	0円	支出額	0円

3 総会、理事会等の開催状況

会議名	設立総会		
開催日時	平成25年2月4日（月）19時00分～20時10分	出席状況	自治会長など 総数 115人
議事内容	① まちづくり推進隊高瀬規約について ② まちづくり推進隊高瀬の役員の選任について ③ 役員報酬、費用弁償規程について ④ 設立初年度の事業計画及び収支予算について		

会議名	第1回 理事会		
開催日時	平成25年2月4日（月）20時20分～21時00分	出席状況	理事12人 監事 1人
議事内容	① 事務局長の選任について ② 事務局職員の雇用について ③ 旅費交通費規程について		

会議名	第2回 理事会		
開催日時	平成25年2月19日（火）19時00分～21時15分	出席状況	理事11人 監事 2人
議事内容	① 事務局職員の任用について ② 事務所開設について		

会議名	第3回 理事会		
開催日時	平成25年3月5日（火）19時00分～21時10分	出席状況	理事10人 監事 1人
議事内容	① アンケート調査内容の決定について ② 主な年間計画について (1) まちづくり座談会 4月6日（土）13:30～ (2) 次回理事会 4月9日（火）19:00～ (3) 5月以降の理事会 毎月第1火曜日 19:00～ (4) 通常総会 4月20日（土）19:00～		

決算監査報告書


団体又は名称 まちづくり推進隊高瀬


代表者氏名 理事長 高木 知己 様

平成24年度(平成25年2月4日から平成25年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

25年4月9日



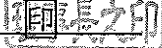
団体の名称 まちづくり推進隊高瀬

監事 市川洋介 

監事 稲田寛 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成25年4月22日

団体又は法人の所在地	三豊市高瀬町下勝間237番地	
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊高瀬	
代表者の氏名	理事長 高木 知己	

決算報告書

第 1 期

自 平成25年 2月 4日

至 平成25年 3月31日

まちづくり推進隊高瀬



香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

貸借対照表

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成25年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	447,269
普通預金	464,270	預り金(源泉所得税)	17,000
現金・預金計	464,270	流動負債計	464,269
流動資産合計	464,270	負債の部合計	464,269
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
機械及び装置	321,495	前期繰越正味財産額	0
有形固定資産計	321,495	当期正味財産増減額	321,496
固定資産合計	321,495	正味財産計	321,496
		正味財産の部合計	321,496
資産の部合計	785,765	負債・正味財産の部合計	785,765

財 産 目 録

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成25年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

464,270

現金・預金 計

464,270

流動資産合計

464,270

【固定資産】

(有形固定資産)

機械及び装置

321,495

有形固定資産 計

321,495

固定資産合計

321,495

資産の部 合計

785,765

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

447,269

預り金(源泉所得税)

17,000

流動負債 計

464,269

負債の部 合計

464,269

正味財産

321,496

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 2月 4日 至 平成25年 3月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取補助金	752,731		
【その他収益】			
受取利息	1		
経常収益計		752,732	
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
通信運搬費(事業)	35,820		
消耗品費(事業)	6,331		
その他経費計	42,151		
事業費計		42,151	
【管理費】			
(人件費)			
役員報酬	170,000		
役員議事報償費	63,000		
アルバイト給料	96,000		
法定福利費	2,392		
人件費計	331,392		
(その他経費)			
通信運搬費	11,683		
消耗品費	38,070		
減価償却費	6,840		
租税・公課	1,000		
支払手数料	100		
その他経費計	57,693		
管理費計		389,085	
経常費用計		431,236	
当期経常増減額		321,496	
【経常外収益】			
経常外収益計		0	
【経常外費用】			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		321,496	
経理区分振替額		0	
当期正味財産増減額		321,496	
前期繰越正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		321,496	

全役員名簿
(平成25年2月4日～平成25年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	高木 知巳	高瀬町上麻350-1	平成25年2月4日～平成25年3月31日	平成25年2月4日～平成25年3月31日
副理事長	森 英司	高瀬町羽方954-5	平成25年2月4日～平成25年3月31日	平成25年2月4日～平成25年3月31日
副理事長	大平 淳子	高瀬町上高瀬1952-7	平成25年2月4日～平成25年3月31日	平成25年2月4日～平成25年3月31日
理事	亀井 良二	高瀬町新名927-4	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	中西 節夫	高瀬町下勝間1959	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	豊嶋 憲一	高瀬町上勝間2229	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	高瀬町比地2608	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	松本 鐵也	高瀬町比地中1326	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	高嶋 和弘	高瀬町比地2585	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	近藤 光子	高瀬町羽方2044-29	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	河野 博	高瀬町上麻767	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
理事	川江 秀樹	高瀬町下麻1000	平成25年2月4日～平成25年3月31日	無
監事	稲田 覚	高瀬町下勝間2466	平成25年2月4日～平成25年3月31日	平成25年2月4日～平成25年3月31日
監事	市川 洋介	高瀬町上高瀬2067	平成25年2月4日～平成25年3月31日	平成25年2月4日～平成25年3月31日

まちづくり推進隊高瀬 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、次条に掲げる各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に資する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係諸団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

(1) 一般会員 香川県三豊市高瀬町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した小学生以上の個人

(2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した団体若しくは法人、又は香川県三豊市高瀬町外に在住する小学生以上の個人

2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市高瀬町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理
(任其
第14
2 理
って
3 補
任其
4 前
總會
(欠)
第15
この
(解
第16
は総
この
(1)
(2)
(報
第1
2 行
3 行
(職
第1
2 行
3 行
4
(行
第
(行
第
(行
第
(1
(2
(3
(4
(5



は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の職務及び報酬
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わるこ



と:
(議
第 2
ば
(1)
(2)
る
(3)
(4)
(5)
2
し
(4
第
2
(4
第
(1
(2
(3
(4
(5
(6
(7
第
(1
(2
;
(3
1
第
2
3
4

とができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

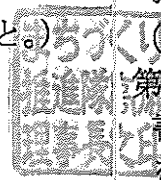
(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。



(会計の原則)

第39条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第40条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員報酬等は、第17条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成25年4月22日

団体の所在地	香川県三豊市高瀬町下勝間	2373番地1
団体の名称	まちづくり推進隊高瀬	
代表者の氏名	理事長 高木 知	

